

様式第14号

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所

氏名



(法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

千葉市屋外広告物条例第25条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	千葉市屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名 及び生年月日 (法人にあつては名称、 代表者の氏名及び生年 月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所	郵便番号 ( - ) 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に○で囲んでください。

## 様式第14号添付書類説明書

屋外広告業登録事項の変更届には、以下の書類を添付する必要があります。(千葉県屋外広告物条例施行規則第15条)

- 1 氏名又は名称及び住所（法人は代表者の氏名も含む）を変更したとき。  
個人 住民票の写し及び略歴書（様式第10号）  
法人 登記事項証明書
- 2 本市内において営業を行う営業所の名称及び所在地に掲げる事項を変更したとき（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）。  
登記事項証明書
- 3 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名に掲げる事項を変更したとき。  
(1) 登記事項証明書  
(2) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の住民票の写し  
(3) 略歴書（様式第10号）  
(4) 誓約書（役員に関するものに限る。）（様式第9号）
- 4 登録者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所掲げる事項を変更したとき  
(1) 申請者及びその法定代理人の住民票の写し  
(2) 略歴書（様式第10号）  
(3) 誓約書（法定代理人に関するものに限る。）（様式第9号）
- 5 (2)の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称に掲げる事項を変更したとき。  
(1) 業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面（様式第11号）  
(2) 略歴書（様式第10号）  
(3) 業務主任者がア～エに該当する者であることを証する書面の写し  
ア 屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者  
イ 千葉県、都道府県、他の指定都市及び中核市が行う屋外広告物講習会の課程を修了した者  
ウ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、広告美術仕上げの職種又は課程について職業指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は法定職業訓練を修了した者  
エ 市長が、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者